

<2026 年度>

第 51 回福島県アマ・サーキットゴルフ知事杯争奪競技並びに
第 61 回(2027 年度)東北アマチュアゴルフ選手権競技福島県予選競技規定

主 催 : 福島県ゴルフ連盟 〒960-8032 福島県福島市陣場町 9-36 三角ビル 2F
TEL : 024-528-8633 ・ FAX : 024-531-5670

開催日及び開催コース

- 第 1 戦 4 月 16 日 (木) グリーンアカデミーカントリークラブ (セルフプレー)
TEL : 0248-33-1777 ・ FAX : 0248-32-2221
- 第 2 戦 8 月 20 日 (木) ローレルバレイカントリークラブ (セルフプレー)
TEL : 0248-65-3131 ・ FAX : 0248-65-2258
- 第 3 戦 10 月 22 日 (木) 郡山ゴルフ倶楽部 (セルフプレー)
(最終戦) TEL : 024-954-2011 ・ FAX : 024-953-2464

1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則及び本競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : (1) 年間 3 戦の競技を開催する。
(2) 1 戦は 18 ホール・ストロークプレーとする。
(3) 総合成績は、3 戦 (合計 54 ホール・ストロークプレー) の合計スコアの少ない順に順位を決定する。
*本競技は「18 ホール終了」をもって成立とし、3 戦で 54 ホール競技を終了できなかった場合は競技を短縮する。
4. タイの決定 : (1) 各戦の成績の 1 位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者を決定する。
優勝者以外の順位がタイの場合は、マッチング・スコアカード方式により順位を決定する。
(2) 総合成績の 1 位がタイの場合は、最終戦終了後ホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。優勝者以外の順位がタイの場合は、最終戦の成績を優先する。なおタイの場合は、最終戦のマッチング・スコアカード方式により順位を決定する。
5. クラブと球 : 適合ドライバーヘッドリスト : ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに記載されているクラブヘッド (モデルとロフトで識別される) を持つものでなければならない。
このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。
例外-1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 溝とパンチマークの仕様 : ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
ストロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。
現行のゴルフ規則への適合性がテストされたフェアウェイウッド、ハイブリッド、アイアン、ウェッジの用具データベースは RandA.org で閲覧できる。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 適合球リスト : ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
ストロークを行うときに使用する球は、R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されているものでなければならない。このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰 : 失格
: 46 インチを超える長さのクラブの制限 : ローカルルールひな型 G-10 を適用する。
ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き 46 インチの長さを超えるクラ

ブを使ってはならない。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
こうした長さの仕様に適合しないクラブを持ち運んでいるだけで、そのクラブでストロークを行っていないのであれば、このローカルルールに基づく罰はない。

6. キャディー : 正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。
このローカルルールの違反の罰:「ローカルルールひな型 H-1.1」を適用する。
7. 競技終了時点 : 競技委員長が成績表を確認し、福島県ゴルフ連盟ホームページに成績が表示された時点をもって終了したものとみなす。
8. 参加資格 : (1) 加盟クラブの会員・福島県在住の JGA プレミアム会員で、ハンディキャップインデックス 14.4 (申込み時) までの者とする。なお、暴力団並びに暴力的不法行為を行う恐れのない者とする。
(2) 160 名を超える場合は、ハンディキャップインデックス順 (同ハンディキャップインデックスの場合は抽選とする) に制限する。
(注) 競技委員会は競技中を含め、何時でも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。なお、競技委員会は、プレーヤーが次の何れかの一に該当する場合、出場に相応しくないプレーヤーと判断する。
① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき
9. 賞 : 総合優勝 賞状・知事杯 (レプリカ)、準優勝・3 位に盾、各戦 1 位～3 位まで賞品
10. 資格の付与 : 各戦の優勝者及び総合優勝者に、次年度東北アマチュア選手権競技の出場権を付与する。(但し、シード選手優勝者、重複優勝者及び欠場者が生じた場合は次位の者に当該出場権を付与する。)
11. 参加申込み : (1) 加盟クラブ会員の参加希望者
所属クラブに参加料を添えて申込むこと。申込みを受けた所属クラブは、東北ゴルフ連盟ホームページから申込むこと。
アドレス : <http://www.tga.gr.jp>
(2) 加盟クラブ会員以外の参加希望者
所定の申込書により、直接、福島県ゴルフ連盟事務局に申し込むこと。
FAX : 024(531)5670
12. 申込開始日 : 2026 年 3 月 2 日 (月) 午前 10 時から申込を受け付ける。
13. 申込締切日 : 2026 年 3 月 16 日 (月) 午後 5 時必着
* 締切り後の申込みは、理由の如何を問わず受理しない。
14. 欠席届 : 参加選手は、選手本人が開催日前日までに、開催クラブ支配人及び連盟事務局宛て FAX にて届出ること。
15. 参加料 : 12,000 円
(注) ・プレー代は参加者各自負担とする。
・参加料は申込締切日までに指定口座に振込むこと。
振込先: 東邦銀行南福島支店
普通口座 No. 62650 福島県ゴルフ連盟
* 申込締切前に出場を辞退した場合、参加料は返金するが、申込締切後の出場辞退は参加料を返金しない。
16. 指定練習日 : 次の各戦において 3 日間を指定し、会員並み扱いとする。
選手は、予めスタート時間を開催クラブに所属クラブ経由で予約すること。
* 第 1 戦 グリーンアカデミーカントリークラブ
4 月 7 日(火)・4 月 9 日(木)・4 月 15 日(水)
* 第 2 戦 ローレルバレイカントリークラブ

8月3日(月)・8月17日(月)・8月19日(水)

*第3戦 郡山ゴルフ倶楽部

10月15日(木)・10月19日(月)・10月21日(水)

17. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込み時に福島県ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。
- (1) 当該競技(以下「県アマ・サーキット」と称する)の参加資格の審査
 - (2) 県アマ・サーキットの開催及び運営に関する業務
これには、①参加者に対する競技関係書類(組合せ表等)の発送、②県アマ・サーキットの開催に際し、県アマ・サーキット関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属(所属クラブ、学生の場合、学校名及び学年)その他選手紹介情報並びに県アマ・サーキットの競技結果の公表を含む。
 - (3) この申込による参加者の個人情報とその県アマ・サーキットにおける競技結果の記録の保存、並びに県アマ・サーキット終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表
 - (4) 各種感染症拡大防止に関連し、所轄保健所及び医療機関等への住所、氏名、電話番号等の公表
18. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みの際し、本県アマ・サーキット競技(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは福島県ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物(適正範囲の編集に限る)にかかる競技者の肖像権(収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利)を福島県ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。
19. 服装規定など : プレーヤーは参加にあたり、主催者や開催コースより、服装規定やその他遵守すべき規定の通知があった場合はそれに従うこと。
グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 付記 : 無断欠場による競技失格の罰を科せられた者については、その事情を考慮した上で、最大で翌年12月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科すことがある。

福島県ゴルフ連盟 競技委員会